

日本獣医循環器学会 動物循環器認定医制度規程細則

1. 日本獣医循環器学会 動物循環器認定医制度規程に基づきこの細則を定める。

2. 認定試験での書類審査

資格審査および技術レポート審査において提出する書類は、以下の通りである。

(1) 臨床獣医師

イ) 資格審査のための自己評点票

ロ) 受け持ち循環器症例30例の一覧表

ハ) 上記30例中10例の病歴要約

ニ) 臨床経験に関する分野毎の症例数は以下の通りとする。

- ・先天性心疾患または心筋症の中から2例以上
- ・不整脈例を1例以上
- ・その他後天性心疾患を含む

ホ) 動物の循環器カリキュラムの履修記録

(2) 学術研究分野に従事する獣医師および獣医師以外の研究者・技術者

イ) 資格審査のための自己評点票

ロ) 学術雑誌に掲載した論文が3編以上で、その一覧表

ハ) 上記論文には筆頭著者1編以上を含み、これらの別刷の提出

ニ) 動物循環器学の技術レポートの提出

ホ) 動物の循環器カリキュラムの履修記録

(3) 技術レポート審査

イ) 病歴要約には、検査記録、必要とあらば参考資料を添付し、診断・処置にいたる経過を1症例につき1200字以内にまとめる。

ロ) 動物循環器学の技術レポートは、受験申請年の課題について5000字以内にまとめる。

ハ) 病歴要約および技術レポートは認定委員会が評点する。

(4) 動物の循環器カリキュラムの履修

認定医講習会で実施される講座の全てを履修している。

3. 認定試験受験資格の評点基準

種別	評点項目	最大評点	評点	
			発表	参加
論文掲載	「動物の循環器」掲載論文	30点	10(5)点	—
	他誌掲載の循環器学論文		5(3)点	
学会活動	日本獣医循環器学会	50点	8(4)点	5点
	循環器学関連の他学会・研究会	10点	4(2)点	2点
講習会	本学会主催の講習会・症例検討会	40点	8点	5点

注：論文は、学会誌またはレフリー制度の整った学術誌に掲載されたものであること。

発表における括弧内数字は連名発表の点数を示す。

発表者が学会参加した場合は、参加を加点する。

認定講習会の参加は評点の対象から外す。

評点は最大評点まで加算される。

4. 認定試験の通知、受験方法

(1) 認定試験の実施期日および受験方法については、本学会ホームページ、本学会誌「動物の循環器」或いは本学会会員への連絡文書で通知する。

(2) 認定試験を受験する者は、評点基準票、技術レポート、動物循環器カリキュラムの履修記録、その他必要とされる書類を認定委員会に提出する。

5. 認定更新

認定更新の要件は以下の通りである。

(1) 日本獣医循環器学会の会員で、獣医循環器認定医或いは動物循環器認定研究者であること。

(2) 日本獣医循環器学会の認定医を受けてから5年満了になる日の前1年以内であること。

(3) 認定医の資格取得後において、下表の認定更新評点基準による合計点が80点以上であること。

種別	評点項目	最大評点	評点	
			発表	参加
論文掲載	「動物の循環器」掲載論文	40点	10(5)点	—
	他誌掲載の循環器学論文	15点		
学会活動	日本獣医循環器学会	50点	10(5)点	5点
	日本獣医循環器学会の講演・講師	30点	10点	—
	日本獣医循環器学会の座長	20点	5点	—
	日本獣医循環器学会の学会賞	30点	20(5)点	—
	循環器学関連の他学会・研究会	15点	5(2)点	2点
講習会	本学会主催の講習会・症例検討会	40点	10点	5点

注：論文は、学会誌またはレフリー制度の整った学術誌に掲載されたものであること。

発表における括弧内数字は連名発表の点数を示す。

発表者が学会参加した場合は、参加を加点する。

認定講習会の参加は評点の対象から外す。

評点は最大評点まで加算される。

(4) 認定更新を申請する者は、更新願いを認定委員会に提出する。

(5) 更新を受ける認定医は、認定医更新までの5年以内に学会機関紙に投稿する。その内容は、総説、原著、症例報告、技術講座、臨床ノートのいずれかとする。

(6) 認定更新の要件の基準に満たないときは、認定更新の保留を申し出て基準を満たしたときに再申請することができる。保留期間中は認定医を呼称することはできない。

(7) 認定更新の時点で65歳以上の認定医は、認定更新評点基準および投稿課題を免除する。

6. 認定試験、登録、認定更新料

(1) 認定試験の受験料は2万円とする。

(2) 認定医登録料は3万円とする。

(3) 認定更新料は1万円とする。

7. この細則は、認定委員会の答申と理事会の承認により改正することが出来る。

付則

1. この細則は平成13年6月1日から施行する。

2. この細則は平成17年7月1日に改定し、同日から施行する。

3. この細則は平成25年6月16日に改定し、同日から施行する。

経過措置

動物循環器カリキュラムの認定医講習会は平成14年度から開始した。認定医講習会は合計41の講座から構成されており、全講座を1回実施するのに約2年を要する。全講座の複数回実施が完了する前は講座履修が不十分とみなし、平成17年度（平成18年3月31日）までの受験者においては、経過措置として認定医講習会の履修記録の提出を必要としない。

平成18年度（2006年度）以降の受験者は、認定医講習会の履修記録の提出が必要である。